

新たな研究基盤としての 国立国会図書館デジタル化資料 (法典調査会民法議事速記録等)

佐野 智也

1. はじめに
2. 学振版および商事法務版について
3. 国立国会図書館からの提供とその利用について
 - (1) 概要
 - (2) デジタル資料の利用上の問題点
 - (3) デジタル版利用のための加工作業
4. 終わりに

1. はじめに

民法研究において、立法沿革を明らかにすることは、重要なテーマの1つとなっている¹⁾。立法沿革を明らかにする際に欠かすことができないのが、立法資料である。民法において、明治期の立法沿革を研究する際に最もよく用いられる立法資料として、法典調査会民法議事速記録がある。民法の起草は、法典調査会という機関でおこなわれており、この資料は、その名の通り、そこでの審議録である。原案作成を担当する3名

1) かつて立法沿革にはほとんど目を向けられて来なかったが、昭和40年代ごろから徐々にその重要性が認識され始め、星野英一「日本民法典に与えたフランス民法の影響—総論、総則（人—物）」『民法論集・第一巻』（有斐閣、1970年）69頁以下を1つの契機にして、立法沿革研究は重要なテーマとなっていった。池田真朗、七戸克彦『『再閣修正民法草案註釈』について』ボワソナード民法典研究会編『再閣修正法草案註釈（ボワソナード民法典資料集成 後期Ⅰ・Ⅱ）』（雄松堂出版、2000年）vii頁以下、特にxxv頁参照。

の起草委員による条文の趣旨説明や質疑応答、法典調査会のメンバーからの提案やメンバー同士の議論などが記録されている。これらのやり取りを通じて、条文の趣旨や、どうしてそのような文言になったのかを知ることができる。正式な立法理由書を持たない我が国の民法においては²⁾、立法趣旨を確定する上で、議事速記録は欠かすことのできない重要な資料となっている。

2012年5月28日、法典調査会民法議事速記録等の一連の立法資料群（以下、日本近代立法資料群と呼ぶ）が、国立国会図書館からデジタル化資料として公開された³⁾。本稿は、この公開による資料の利用可能性を示すとともに、資料の公開が立法沿革研究に与える影響について考察を加えるものである。

公開された資料は、いわゆる「学振版」と呼ばれる資料であり、現在広く使われている「商事法務版」とは異なる。それぞれの版の成り立ちと利用上の問題点について、2. で解説をする。次に、国立国会図書館のデジタル化資料についての簡単な説明と、そこで電子公開されている学振版（以下、デジタル版と呼ぶ）について説明をする。特に、デジタル版はそのままでは利用しづらい点が多々あるので、問題点について述べた上で、利用する上で必要な作業について説明をする。この作業をすることで、デジタル版の使い勝手は、一気に向上することになる。最後に、このような資料のデジタル化が、立法沿革研究に対して与える影響について考察をする。

2. 学振版および商事法務版について

日本近代立法資料群の原資料は、当時の司法省に原本が1部存在していたのみであり、戦災により焼失してしまっている。しかし、その焼失以前に、日本学術振興会が原資料からタイプ謄写をおこなっている。これがいわゆる「学振版」と呼ばれるものである。日本学術振興会は、1934年(昭和9年)から5年をかけ、全288巻のタイプ謄写をおこなった。

2) 正式な理由書を持たないことの経緯については、広中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣、1987年）3頁-48頁、特に48頁参照。

3) <http://dl.ndl.go.jp/information?targetInformationDate=2012-5>。

この全288巻の中には、旧民法における法律取調委員会に関する議事筆記や、商法や訴訟法などに関する立法資料も含まれている。学振版は、各巻とも8部ずつ作成されている⁴⁾。

この学振版を元にして、法務大臣官房司法法制調査部監修の下に商事法務研究会が復刻をおこなった資料が、いわゆる「商事法務版」と呼ばれる資料である。商事法務版の刊行は1983年（昭和58年）から始まり全32巻が刊行されている。この商事法務版が出版されるまでは、所蔵が限られていたため、日本近代立法資料群の参照は容易ではなかった。多くの場合は、原本ではなくそのコピーを参照していた。学振版の原本はタイプ印刷であるためか、文字が潰れかかっている読みにくいものもあり、それをコピーしたものは、さらに判読が難しくなっている。名古屋大学所蔵のコピー本を見ても、文字が潰れて判読が難しい。このような資料しか使えなかった当時は、判読のためだけにかかなりの時間を費やさなければならなかったようである。しかし、商事法務版の登場により状況は一変し、誰もが復刻された読みやすい文字で日本近代立法資料群を利用できるようになった。それだけではなく、商事法務版には目次がついていることも、非常に大きな意味を持つ。学振版には目次がないため、法典調査会民法議事速記録の中から、該当の条文の議論を探し出すことは手間のかかる作業であった。この点商事法務版では、各条文へたどり着くための目次がつけられたことにより、その利便性は飛躍的に高まっている。商事法務版の登場は、研究基盤を革新したと言える。

しかし、商事法務版にも利用上の問題点が大きく2つある。まず、資料の順序が時系列になっておらず、内容的関連性にもあまり配慮されていないため、わかりにくいという問題がある。例えば、商事法務版の第1巻は、法典調査会民法議事速記録であり、対象となる条文は100条から始まる。時系列であれば、法典調査会主査会もしくは法典調査会総会の議事速記録が先に来るべきであるが、これが収められているのは12巻と13巻であり、かなり後ろの巻となっている。しかも、法典調査会民法議事速記録と総会および主査会の議事速記録との間には、旧民法に

4) 簡単な経緯については、法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書1』（商事法務研究会、1983年）のまえがきを、より詳しい解説は、池田真朗『債権譲渡の研究』（弘文堂、増補二版、2004年）491頁-504頁を参照。

関する議事筆記が収められており、この点からも順序の問題はかなりひどいと言える。順序や内容的関連性の問題は、学振版から存在している問題であり、商事法務版固有の問題ではない。しかし、利用者の利便性を考えるのであれば、時系列順や内容的関係性に留意して復刻すべきであった⁵⁾。

また、商事法務版は、学振版と厳密には同一ではないという点も、利用上の注意が必要である。商事法務版は、写真による複製ではなく、組み版による複製をおこなっている。そのため、誤植が発生している。また、原資料にはなかった濁点及び半濁点が付されているという点や、誤字等が修正されているという点も、原資料との違いとして挙げられる。これらの処置は、利便性の向上に大きな意味を持つが、反面、資料の厳密性に問題を引き起こす危険性がある⁶⁾。

3. 国立国会図書館からの提供とその利用について

(1) 概要

国立国会図書館は、電子図書館事業を進めており⁷⁾、その一環として、資料のデジタル化にも取り組んでいる。資料のデジタル化により、インターネットを通じて、利用者がいつでもどこからでも資料を利用することができるようになる。また同時に、原資料の代替としてデジタルデータを利用することで、利用による原資料の劣化を防止することができる⁸⁾。インターネットを通じて閲覧できる資料は、明治・大正・昭和前期の資料であり、著作権の保護期間が満了していることが確認された資料や著作権者の許諾が得られた資料について、順次公開をおこなっており、徐々にその数を増やしている。

2012年5月28日、著作権処理された約5万冊がインターネット公開に追加された。その中に学振版の資料群が含まれている。公開されたの

5) 池田真朗『債権譲渡の研究』（弘文堂、増補二版、2004年）500頁参照。

6) 広中俊雄「日本民法典編纂史とその資料—旧民法公布以後についての概観—」
民法研究1巻1号（1996年）162頁-163頁参照。

7) <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib-project.html>。

8) <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization.html>。

は法務図書館に所蔵されているものだと思う。法務図書館は、国立国会図書館の分館であり、デジタル化は国立国会図書館所蔵の本についておこなわれているからである。この公開により、所蔵が限られていたために参照が容易ではなかった学振版を、いつでもどこからでも瞬時に利用することができるようになった⁹⁾。

(2) デジタル資料の利用上の問題点

電子公開により、インターネットを通じて貴重な学振版をいつでもどこからでも瞬時に利用することができるようになったが、実際に利用してみると、不便な点があることに気づく。ここでは、大きな点として3つを取り上げる。

① 閲覧システム (図1)

国立国会図書館が提供している閲覧システムは、使い勝手が良いものとは言えない。

最初に気になるのは資料画像の大きさである。最初に開いた画面では、画像が小さく文字が読める程度の大きさにはなっていない。程よい大きさにするには、手動で複数の操作をして調整する必要がある。そのように苦労して大きさを調整しても、他のページに画面を切り替えると、元の状態に戻ってしまう。

次に気になるのは、画像の読み込み時間である。次のページに進むだけでも、その画像が表示されるまでに若干のタイムラグがある。人によっては、これがストレスに感じられるかもしれない。また、読み込みにタイムラグがあることにより、次々とページをめくって特定の条文を探すということがやりにくくなっている。

読み込み時間の問題は、データをダウンロードして手元に保存するこ

9) 国立国会図書館が提供しているデジタル資料は、「国立国会図書館のデジタル化資料」と「近代デジタルライブラリー」がある。学振版はどちらでも同じように検索ができ、閲覧システムも同じである。国立国会図書館は、この2つのサービスを「国立国会図書館のデジタル化資料」に統合するとのことである (http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2012/1194410_1827.html)。本稿もこれに従い、「国立国会図書館のデジタル化資料」を前提に話を進める。

〈166〉 新たな研究基盤としての国立国会図書館デジタル化資料（佐野）

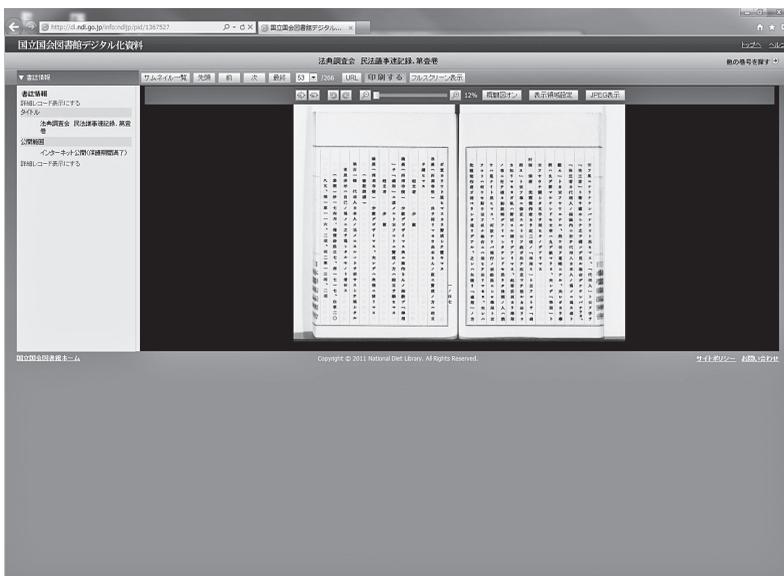


図1 国立国会図書館のデジタル化資料の資料閲覧画面

とで改善できるが、このダウンロードも使い勝手が良くない。このシステム上では、10枚ずつしか印刷やダウンロードができないようになっている。10枚以上の画像を取りたい場合には、同じ操作を何度か繰り返す必要がある。

②資料の整序

デジタル化資料の検索画面で、例えば「法典調査会 民法議事速記録」と入力して検索すると、全65巻すべてが検索結果として表示される。しかし、このキーワードを使って民法議事速記録を見つけたとしても、主査会などの他の議事速記録にたどり着くためには、改めてキーワードを入力して検索しなければならない。しかも、検索システムの性質上、資料のタイトルを正確に入れる必要がある。例えば、「民法速記録」と検索しても、資料は見つからない。逆にキーワードが少なすぎても不便となる。例えば、「法典調査会 議事速記録」だけでは、他の法律の議

事速記録も検索結果に表示され、その中から必要な資料を探し出さなければならない。デジタル化資料を利用するためには、日本近代立法資料群に関して、相応の知識が必要とされるのである。

また、検索結果の並び順にも、若干の問題がある。例えば、上記の「法典調査会 民法議事速記録」の検索結果の並び順は、1巻の次に10巻、11巻……19巻と続き、その後2巻、20巻、21巻という順で表示される(図2)。これは、タイトルで昇順に並んでいるのだが、システムが桁数を考慮するようになっていないため、「1」という文字でまず並び、次に「2」という文字で並んでいるためである。このことにより、資料にたどり着くのに戸惑うかもしれない。



図2 国立国会図書館のデジタル化資料の検索結果画面

③資料内容へのアクセス

学振版には目次がついていないことは、先ほど述べたとおりである。この点は、デジタル化資料でも同様である。そのため、自分が必要としている情報が、何巻の何ページに載っているのかを探し出すことは、非常に手間のかかる作業である。しかも、先ほど述べた閲覧システムの問題で、紙で探し出すのに比べて、より多くの時間がかかる。

(3) デジタル版利用のための加工作業

国立国会図書館が提供している状態では、実際に利用するのに不便な点があり、実用性の点では、商事法務版の方が優れているように思われる。しかし、デジタル版に手を加えることで、問題点のいくつかは解消することができ、利便性を一気に高めることができる。

各資料は、固有のURLを持っている。URLというのは、インターネット上の住所であり、例えば、「法典調査会 民法議事速記録 第1巻」には、<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1367527>というURLが割り当てられている。各資料を整序したリストを作成し、それに対してURLを割り当てることで、整序された資料群を作成することが可能となる¹⁰⁾。この整序作業は、商事法務版でも問題であった資料の整序の問題を解消することにもつながる。このような作業は、紙媒体では本をバラバラにするなどの大掛かりなことが必要である。しかし、デジタルデータでは、資料の再構成は容易におこなうことができる。

URLを利用することで、商事法務版の目次に相当するものを作成することも可能となる。URLは、資料に対してだけでなく、資料の各ページにも割り当てられている。例えば、「法典調査会 民法議事速記録 第1巻」の53枚目の画像には、<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1367527/53>というURLが割り当てられている。この53枚目のページは、原案第101条の議論が開始するページである。議論の対象条文とその開始ページのURLを対応させたリストを作ることで、商事法務版の目次に相当するものを作成することができる。しかも、URLを利用

10) 筆者は、実際に旧民法と現行民法に関する資料群を時系列に再構成したものを作成し、提供している (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/jalii/meiji/civil/>)。

することで、インターネットで見かけるハイパーリンクを作成し、クリックするだけで瞬時に該当の資料・該当のページにアクセスすることができるようになる¹¹⁾。これは、紙媒体では不可能な機能であり、商事法務版以上の利便性をもたらすものである¹²⁾。

4. 終わりに

商事法務版の登場は、学振版の問題点を解消し、研究者に有用な資料を提供することになった。そして、研究者に広く利用され、欠くことのできない重要な資料となっている。商事法務版は、研究を支える基盤の1つとなっている。

デジタル版の登場は、商事法務版が紙媒体ベースの研究基盤となったように、デジタル時代の研究基盤となりうる可能性がある。インターネットができる環境があれば、いつでもどこからでもすぐに見ることができるのは、非常に魅力的である。また、学振版との関係で言えば、商事法務版はオリジナルから遠い位置づけにある。それに対して、デジタル版は学振版のコピーであり、同じものとして位置づけることができる。こういった点を踏まえると、商事法務版からデジタル版に研究基盤が移ることすらありうるかもしれない¹³⁾。

11) このような環境を作る作業はかなりの手間がかかる。しかし、誰か1人が作業をおこないそれを広く研究者に提供するのであれば、各自がそれぞれ時間をかけて作業をしなくても、誰もが有用な資料を使って研究をすることができる。このような研究に必要な基礎作業は、誰もがおこなっていることであるが、その多くは公表・共有されてこなかった。そのため、ある人がすでに手元でおこなった基礎作業でも、別の人がまったく同じ基礎作業をしなければならぬということは、きっと多々あったことであろう。しかし、そういったことは、研究者の貴重な労力を無駄にしてきたという事ではないだろうか。誰もが必要とする研究に有用な基礎作業は、広く提供して多くの研究者で利用できるようにするべきである。そうすることで、研究者は内容に対してより多くの力を注ぐことができるようになる。インターネットという環境は、情報提供を容易にする環境であり、研究の基礎となる様々な情報を提供するには適している。

12) 法典調査会の一部について、インデックスを作成し公開しているので、その利便性について体験していただくことができる (http://www.law.nagoya-u.ac.jp/jalii/meiji/civil/gakusin_index/new.html)。ただし、このインデックスはまだ試作段階であり、今後改定をしていく予定である。

13) デジタル版の利用可能性は、既存の資料の利用の枠にとどまらない。例えば、筆者はArticle Historyというものを提供している (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/jalii/arthis/index.html>)。これは、起草の各段階での条文の変化を時系列に見てい

〈170〉 新たな研究基盤としての国立国会図書館デジタル化資料（佐野）

公開されてからまだ日が浅いこともあり、デジタル版の存在を知らない研究者も多いだろう。しかし、これから多くの研究者に周知され、デジタル版を利用した新たな研究資料が整備されていくことにより、法学研究のより一層の向上がなされるものと考えている。

くことができるツールである。現状では、条文の文言が見られるだけであるが、議事録の URL と連動させることで、その時の議事録も同時に表示させることができるようになる。デジタル版は、情報を相互に関連させて新しい有用な資料を創りだしていくことが容易にできるところに魅力がある。